

別記様式第17号（第22条関係）

許 可 証

住 所 旭川市永山2条3丁目2番18号
氏 名 株式会社 旭川一般廃棄物処理社
代表取締役 湯野 信一

令和8年3月13日申請の一般廃棄物処理業（じん芥）は、美瑛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年美瑛町条例第21号）第12条の規定により許可証を交付する。ただし、次の事項を承知されたい。

令和8年3月27日

美瑛町長 角 和 浩 幸



- 1 許可の有効期限 自 令和 8年4月 1日
至 令和10年3月31日
- 2 許可の区分 運搬及び大雪清掃組合施設（しらかば清掃センター）への搬入に限る
- 3 許可番号 第380303号
- 4 許可条件
- 1) 許可書は他人に譲渡又は貸与してはならないこと。
 - 2) 許可申請書の記載事項等に変更があった場合は、その変更の日から10日以内に届け出ること。
 - 3) 許可書の有効期限の満了、事業の廃止、又は許可を取り消された時は、その日から10日以内に許可書を返却すること。
 - 4) 廃棄物の収集及び運搬にあつては、廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。